

特定相談支援事業所 青明舎の役割

- ・相談内容に応じて福祉サービス等の情報提供を行います。
- ・ご本人やご家族の要望に応じて、必要なサービスを一緒に考え、サービス等利用計画書を作成します。
- ・ご本人やご家族、支援者と連携して、サービスを調整します。
- ・サービス利用後も、定期的に利用状況を確認します。

対象者 ・身体障害者・知的障害者
・精神障害者・難病
※視覚障害者及び18歳未満の者を除く

利用案内

営業日 月～金曜日
祝日及び夏期（8/13～8/16）
冬期（12/29～1/3）を除く

営業時間 9：00～16：00
※急な相談は、すぐに対応できない場合があります。事前にご連絡をお願い致します。

利用料 無料
※八戸市外にお住まいの方の居宅を訪問した際は、公共交通機関を利用した場合はその実費、事業所の車両を使用した場合は別途徴取いたします。



〒039-1104
青森県八戸市田面木字赤坂16-8

☎ 0178-27-2066

特定相談支援事業所

せい めい しゃ
青明舎

「地域で暮らす」を支えます

公益財団法人 ころすこやか財団



特定相談支援事業所とは

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成したり、作成したサービス等利用計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや修正を行いより良い生活を送れるようにします。また、利用者の希望する生活や支援内容を一緒になって考え、話し合い、障害福祉サービスを決定していきサービス等利用計画を作成します。

サービス利用等計画とは

障害福祉サービスを利用するにあたり、サービスの内容や目標、利用頻度等を総合的に盛り込んだ計画書のことです。どのような課題があるか、今後どのような状態になりたいかなど本人の意見をもとに作成されます。

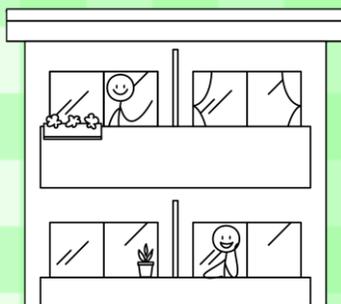
THINK

お気軽に
ご相談ください

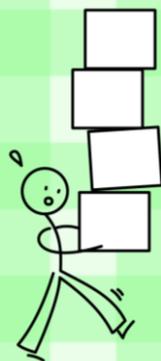


あなたの 「こんなふうに暮らしたい」 をサポートします

● グループホームで暮らしたい



● 働きたい



● 掃除を手伝ってほしい

● 外出が不安
一緒に外出してほしい



- 暮らしにあった福祉サービスを探します。
- 支援者を集め支援体制を構築します。

相談の流れ

1 相談

青明舎に電話、または来所してご相談いただきます

2 面接及び契約

計画を作成するため青明舎と契約していただきます

3 サービス利用等
計画案の作成

作成した計画案が意向に沿ったものか確認していただきます

4 支給決定

お住まいの市町村が計画案をもとに支給決定します

5 関係者会議の
実施

本人やサービス提供事業所等と会議を行い、サービスの調整を行います

6 サービス利用等
計画の作成

実際に利用するサービス等利用計画を作成します

7 サービスの提供

計画を作成するため青明舎と契約していただきます